

第11回東京水道グループコンプライアンス有識者委員会 参考資料集

《11-2 水道局における内部統制システム構築に向けた実施状況》

- 【11-2-1】東京都水道局の内部統制に関する方針（案）
- 【11-2-2】内部統制評価報告書の記載例

東京都水道局の内部統制に関する方針(案)

令和 年 月 日 2水職人第 号
内部統制最高責任者 水道局長

第1 内部統制の目的

東京都水道局の根源的使命は、安全でおいしい高品質の水を安定して供給することにある。

また、水道事業は極めて公共性が高い事業であり、水道を利用するお客さまの信頼の上に成り立っている。一たび不祥事が発生すれば、水道局の施策に関する理解が得られないだけにとどまらず、安全でおいしい高品質な水を安定して供給するという当局の根源的使命を果たせなくなるおそれがある。しかし、水道局では、平成24年、26年、30年に相次いで不祥事が発覚しており、お客さまから真に信頼される組織へと生まれ変わるためにも、二度と不祥事が発生しない仕組みづくりに全力を尽くしていく必要がある。

このため、不祥事の防止、発見及び対応を目的とした「内部統制」の構築に取り組み、組織としての力を発揮するとともに、職員が安心して仕事ができる仕組みを整える。

第2 内部統制の対象とする事務

内部統制には、①業務の効率的かつ効果的な遂行、②財務報告等の信頼性の確保、③業務に関わる法令等の遵守、④資産の保全という4つの目的があると言われており、いずれも重要なものである。しかし、水道局では業務に関わる法令等の遵守は喫緊の課題となっており、令和元年12月にはコンプライアンスを最重要視した事業運営を「コンプライアンス経営宣言」で宣言したところである。このため、まずは③業務に関わる法令等の遵守に重点化する。

合わせて、①業務の効率的かつ効果的な遂行にも十分配慮し、③業務に関わる法令等の遵守を推進

第3 内部統制の取組

内部統制は、局横断的な内部統制及び業務レベルの内部統制に関する以下の4つの段階からなる取組である。

(1) 第1段階(内部統制の整備)

業務に関わる法令等の違反に伴う不祥事が発生するリスクに対して、想定されるリスクの分析及び重要性の評価並びに重点的に対応すべきリスクの選定や取組の検討を実施する。

(2) 第2段階(内部統制の運用)

全ての職場で不祥事が発生するリスクを識別し、対応策を講じて実行するとともに、日々の業務執行において、コンプライアンスプログラムに定める将来に向けて不祥事を未然に防止する取組を実施する。

また、水道局が所管する政策連携団体に対するグループガバナンスの確保に向けた取組を実施する。

(3) 第3段階(内部統制の評価)

毎事業年度、内部統制に関する取組結果の評価を行い、評価結果を取りまとめて独立的立場から内部統制評価報告書を作成する。

また、水道事業の安定性、公益性の維持の観点から外部目線を取り入れる仕組みを実施する。

評価を実施することで抽出した課題等は、外部有識者にも意見を伺い、次年度の取組に反映する。

(4) 第4段階(内部統制評価報告書の公表)

内部統制評価報告書には、東京水道グループコンプライアンス有識者委員会の意見を付けて公表する。

上記の取組により、業務を正確に行い、不正が起こりにくい環境が生まれ、職員が安心して仕事ができる仕組みを構築されるとともに、こうした取組を通じ、業務の効率的かつ効果的な遂行を目指す。

第4 内部統制の推進体制

(1) 内部統制の局内推進体制は、別表のとおりとする。

(2) 別表に定める本庁部長とは、東京都水道局財務規程第二条に定める部(多摩水道改革推進本部施設部を含む)の長及び各担当部長をいう。

(3) 別表に定める事業所長とは、給水管理事務所長、研修・開発センター所長、水運用センター所長、水質センター所長、水源管理事務所長、支所長、浄水管理事務所長及び建設事務所長をいう。

(4) 別表に定める各課長とは、部の課の長、事業所(給水事務所、取水管理事務所、貯水池管理事務所、営業所及び浄水場)の長及び担当課長をいう。

第5 その他

この他、必要な事項は要綱に定める。

(別表)内部統制の局内推進体制

役 割	内 容	職
内部統制最高責任者	内部統制の基本方針等の重要事項を決定	水道局長
内部統制責任者	内部統制の実務的な責任者	職員部長
内部統制総括員	内部統制推進部門及び内部統制評価部門の責任者	職員部 コンプライアンス 監理担当課長
系列部内部統制推進責任者	所管事業所を含む系列部内の内部統制推進の責任者	本庁部長
事業所内部統制推進責任者	事業所内の内部統制推進の責任者	事業所長
内部統制員	各課における取組を推進するとともに評価を実施	各課長

部 署	内 容	職
内部統制推進部門	内部統制の整備及び運用を推進	職員部人事課コンプライアンス推進担当
内部統制評価部門	内部統制の整備状況及び運用状況を評価	職員部人事課コンプライアンス監理担当

会議体	内 容	職
内部統制推進会議 (仮称)	内部統制の取組状況の評価並びに構造的課題の識別及び改善に関して必要な事項の検討	内部統制最高責任者(水道局長) 内部統制責任者(職員部長) 系列部内部統制推進責任者(本庁部長)

内部統制評価報告書の記載項目

地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（総務省）内部統制評価報告書の記載例

目次

- 1 内部統制の整備及び運用に関する事項
長の責任、内部統制の基本的枠組み、対象事務、内部統制の限界等
 - 2 評価手続
評価対象期間及び評価基準日、評価方法、全庁的な内部統制の評価項目等
 - 3 評価結果
 - 4 不備の是正に関する事項
- ※長は、その他説明をすることが適当と判断した事項について、内部統制評価報告書に記載する。

記載例

整備状況	運用状況	評価結果	不備の是正に関する事項	記載例
評価基準日	評価対象期間			
○ (重大な不備なし)	○ (重大な不備なし)	有効：内部統制対象事務に係る内部統制は評価基準日において有効に整備及び評価対象期間において有効に運用されていると判断	記載なし	1、5
× (重大な不備あり)	○ (重大な不備なし)	有効ではない：内部統制対象事務に係る内部統制は評価基準日において有効に整備されていないと判断	記載あり	2
○ (重大な不備なし ※評価基準日において是正済み)	○ (重大な不備なし)	有効：内部統制対象事務に係る内部統制は評価基準日において有効に整備及び評価対象期間において有効に運用されていると判断	記載あり	3

内部統制評価報告書の記載項目

地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（総務省）内部統制評価報告書の記載例

記載例2（評価結果：整備上の重大な不備あり、審査意見：相当（略））

【長による評価結果】

●●市長○○○○は、地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

●●市長○○○○は、●●市の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、●●市においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「●●市内部統制に関する方針」（平成●年4月1日）を策定し、当該方針に基づき財務に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っております。（※団体ごとの判断により、整備状況及び運用状況の概要について加筆）

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、または、当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

2 評価手続

●●市においては、平成N-1会計年度を評価対象期間とし、平成N年3月31日を評価基準日として、ガイドラインの「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、財務に関する事務に係る内部統制の評価を実施いたしました。（※全庁的な内部統制の評価項目に加除修正を行った場合には、当該加除修正について記載するなど、使用した評価項目がわかるように記載）

3 評価結果

上記評価手続のとおり、ガイドラインに規定する評価作業を実施した限り、評価基準日における整備上の重大な不備を把握したため、●●市の財務に関する事務に係る内部統制は評価基準日において有効に整備されていないと判断いたしました。

4 不備の是正に関する事項

当該整備上の重大な不備については、出納局において、「内部統制に関する規則」に基づき毎年度2回各部局において開催すると定められた内部統制に関する会議について、平成N-1年度は開催実績がなく、資料の送付により代替することとされたものです。直接的な不利益等が発生したものではありませんが、出納局における統制環境の向上により、各部局の財務に関する事務に対するモニタリングを適切に機能させるため、翌年度は確実に2回開催するよう、計画的に取り組みます。

平成N年6月〇日

●●市長 ○〇 ○〇

内部統制評価報告書の記載項目

各自治体（自治法改正以前）の内部統制評価報告書の記載内容

団体名	宮城県	湖南省	静岡市	大阪市
根拠法	地方自治法			
文書名	1 平成30年度内部統制システム実施結果報告書(概要)	2 令和元年度(2019年度)湖南省内部統制評価報告書	3 平成30年度静岡市内部統制機能充実のための取組結果	4 平成30年度内部統制の整備運用状況に係る報告書
自治法改正以前の評価報告書の目次	<p>■ 平成30年度実施結果の概要</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会計事務に関する内部統制の取組実施状況（年間評価） 2. 各所属の重点的取組とその成果（評価）について 3. リスク回避実践チェックシート【会計事務・共通】実施状況 4. リスク回避実践チェックシート【会計事務・業務別】実施状況 5. リスク回避実践チェックシート【業務別】掲載業務のミス発生状況 6. 各所属で工夫している事例等について 7. まとめ・総合評価 8. 会計事務に関する内部統制の取組の総括 <p>■ 会計事務に関する内部統制の取組実施状況（年間評価）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 内部統制の概要と基本方針 <ol style="list-style-type: none"> I. 内部統制の目的 II. 内部統制の定義 III. 内部統制に関する基本方針 IV. 内部統制の4つの目的 V. 内部統制の6つの基本的要素 2. 湖南省の内部統制システム <ol style="list-style-type: none"> I. 湖南省の内部統制 II. 内部統制システムの構築 III. リスク管理による内部統制 IV. 内部統制の評価 3. 令和元年度における内部統制の取組み <ol style="list-style-type: none"> I. 湖南省内部統制システム構築の経過 II. 内部統制の整備および運用に関する取組み 4. 湖南省内部統制の現状と課題 <ol style="list-style-type: none"> I. 内部統制に関する整備・運用状況の把握（リスク事案の現状） II. 把握した不備の対応と整備・運用状況の評価（課題） 5. 今後の方向性と取組み 6. 資料編 	<ol style="list-style-type: none"> 1. はじめに 2. 平成30年度の取組 <ol style="list-style-type: none"> I. 「静岡市内部統制推進委員会」を中心とした内部統制機能充実のための取組の総合的な推進 II. 研修の実施 III. リスク分析及び対応等のチェックリストの活用 IV. 事務事業事故等の対応 V. 内部統制に係る情報の各課への提供 VI. 準公金の調査 VII. 金券類の調査 VIII. 内部統制体制充実のための取組 3. 現状及び課題と今後の方向性 <ol style="list-style-type: none"> I. 事務事業事故ミスの現状 II. 課題 III. 今後の方向性と取組 	<ol style="list-style-type: none"> 1. はじめに 2. 内部統制責任者による内部統制の実施状況 3. 共通業務内部統制責任者による内部統制の実施状況 4. 改正地方自治法に基づく内部統制制度の導入実施に係る準備 5. 取組の総括 6. 令和元年度の取組